明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（七六）　四
○令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（七七）　五
○労働者協同組合法（七八）　五
○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（七九）　三

〔政　令〕
○厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令（三四七）　二四
○関税法施行令等の一部を改正する政令（三四八）　二四
○電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四九）　二六

〔府令・省令〕
○東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令
（内閣府・復興庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　二六

〔省　令〕
○小売物価統計調査規則の一部を改正する省令（総務一一五）　二七
○政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令（財務七六）　二九
○日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則の一部を改正する省令（同七七）　九六
○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（同七八）　九九
○旧令共済組合年金等交付金交付規則及び日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令（同七九）　一〇四
○財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令（財務・国土交通二）　一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（法律第七六号）（法務省・厚生労働省）

1　総則

この法律の趣旨及び主な用語の定義に関する規定を設けることとした。（第一条及び第二条関係）

2　生殖補助医療の提供等

(一)　基本理念

(1)　生殖補助医療は、不妊治療として、その提供を受ける者の心身の状況等に応じて、適切に行われるようにするとともに、これにより懐胎及び出産をすることとなる女性の健康の保護が図られなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(2)　生殖補助医療の実施に当たっては、必要かつ適切な説明が行われ、各当事者の十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(3)　生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の採取、管理等については、それらの安全性が確保されるようにしなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(4)　生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとすることとした。（第三条第四項関係）

(二)　国の責務

(1)　国は、(一)の基本理念を踏まえ、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条第一項関係）

(2)　国は、(1)の施策の策定及び実施に当たっては、生殖補助医療の特性等に鑑み、生命倫理に配慮するとともに、国民の理解を得るよう努めなければならないこととした。（第四条第二項関係）

(三)　医療関係者の責務

医師その他の医療関係者は、(一)の基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

(四)　知識の普及等

国は、広報活動、教育活動等を通じて、妊娠及び出産並びに不妊治療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならないこととした。（第六条関係）

(五)　相談体制の整備

国は、生殖補助医療の提供を受けようとする者、その提供を受けた者、生殖補助医療により生まれた子等からの生殖補助医療、子の成育等に関連する各種の相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図らなければならないこととした。（第七条関係）

(六)　法制上の措置等

国は、2に基づき、生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第八条関係）

3　生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例

(一)　他人の卵子を用いた生殖補助医療により出生した子の母

女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすることとした。（第九条関係）

(二)　他人の精子を用いる生殖補助医療に同意をした夫による嫡出の否認の禁止

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、その子が嫡出であることを否認することができないこととした。（第一〇条関係）

4　施行期日等

(一)　経過措置

この法律の制定に伴い、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条関係）

(二)　検討

(1)　生殖補助医療の適切な提供等を確保するための次の事項その他必要な事項については、おおむね二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三条第一項関係）

イ　生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方

ロ　生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供（医療機関による供給を含む。）又はあっせんに関する規制（これらの適正なあっせんのための仕組みの整備を含む。）の在り方